

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和5年10月4日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき漁業者の数
	水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
なまこ潜水器漁業（繁殖期なまこ漁業を除く。）	なまこ	潜水器	第二種共同漁業権二共第1号漁場の免許区域内の海域	8月1日から3月31日まで	—	—	久慈市、下閉伊郡のうち普代村、九戸郡のうち洋野町又は野田村に住所を有する者のうち、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	定めなし

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年10月13日から令和5年11月13日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) ……と……を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）以外の海域においては、操業してはならない。

(イ) 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

(ウ) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。

(エ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出するものとする。